

## No. 7 議長に提出する書類の締切時間の変更について

### 【提案趣旨】

議長に提出する発言通告書や議員提出議案等の締切時間について、現在の午後 5 時 15 分から午後 4 時に変更してはどうか。

### 【関係規定】

#### 先例 39

議員提出議案のうち、委員会付託を行うものは招集告示日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）までに、意見書、決議その他委員会付託を省略するものは招集告示日（当初予算（暫定予算を除く。）又は決算を審議する議会においては会期最終日前15日）の職員の終業時刻までに議長に提出する。ただし、同一委員会に所属する議員全員が提出することを決定した議案については、この限りでない。

#### 先例 109

質疑及び質問の発言通告は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）までに議長に提出する。

#### 先例 110

討論の発言通告書は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）までに議長に提出する。

#### 先例 212

分科会での市長質疑における各会派の質疑項目は、所管局の審査終了日までに予算特別委員会又は決算特別委員会の委員長に通告し、委員長は、通告のあった質疑項目を質疑日前日までに全委員に周知する。